岡山県公安委員会が行う認定審査の申請手続について

~令和8年度に予定している、道路交通関係法令に規定する各種業務等の委託を、 新たに、又は引き続き受けようと希望する法人等が対象となります。~

1 手続の概要

令和8年度中に予定している、道路交通関係法令に規定する各種業務等の委託を受けようとする法人等は、必ず公安委員会の認定を受ける必要があります。

具体的には、委託を受けようとする法人等からの申請に基づき、当該業務等を行うために必要かつ適切な組織、能力等を有していることなどについて、公安委員会が個別の認定審査を行います。

そして、この認定審査に合格した法人等との間でのみ、委託業者の選定手続を行うこととなります。

2 認定審査の対象業務等

令和8年度に委託を行う予定の業務等は次のとおりです。

この各業務等が認定審査の対象となりますが、詳細は、文末に紹介している各書類をご覧ください(各要件等の詳細のほか、必要な様式も別途掲載しています。)。

(1) 安全運転管理者等講習業務

〔交通企画課〕

(2) 指定自動車教習所職員講習業務

〔運転免許課〕

(3) 仮免許試験補助事務

〔運転免許課〕

(4) 取得時講習業務

[運転免許課]

(5) 高齢者講習業務及び認知機能検査事務

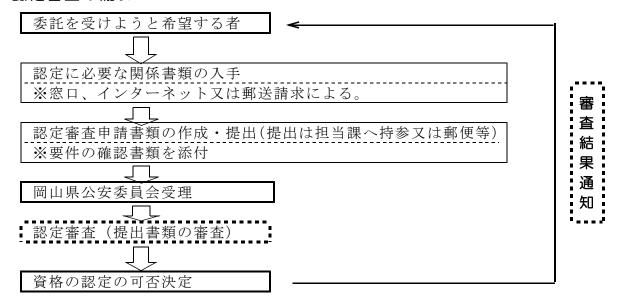
[運転免許課]

(6) 運転技能検査事務

[運転免許課]

注:[]内は警察本部の担当課を示します。

3 認定審査の流れ



4 申請の受付期間・場所

(1) 受付日時

令和7年10月20日(月)から令和7年12月18日(木)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する岡山県の休日を

除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(日にち及び時間厳守のこと。)。ただし、郵便等(書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。)による場合は、令和7年12月18日(木)必着とします。

上記受付期限を経過した申請は受理できませんので注意してください。

(2) 受付場所

「2 認定審査の対象業務等」に掲げる警察本部の各担当課に、関係書類を持参又 は郵便等により申請してください。

また、詳細については、認定審査に係る各業務ごとの実施要領等を個々に確認して ください。

5 その他注意事項

(1) 複数の業務等について申請する場合に限り、各種の公的機関による証明書及び各種 の誓約書は、各申請書ごと、全て正本である必要はなく、いずれかの申請書には複写 (コピー)を添付・提出しても構いません。

この場合には、複写書類の余白に、「〇〇業務の申請書に正本を添付」の旨簡記してください。

なお、<u>添付する各確認書類は、提出期限までには必ず全てを準備し、提出してくだ</u>さい。

(2) 申請書類のうち、様式としてExcelファイルをホームページ上に用意しております。 必要に応じ、直接入力したものを印刷して提出していただくことも可能です。

なお、申請書類に記入する場合は、黒色又は青色のボールペン等でお願いします。

(3) 今回の申請に係る認定の可否については、令和8年1月中旬頃を目途に、申請者宛てに個別に通知を行う予定です。

(参考)

岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 【一部抜粋】 (県の休日)

- 第1条 次に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - E 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

※様式などの申請に必要な書類等は別途、ホームページでご確認ください。

- ・〔認定審査に係る各業務ごとの審査実施要領〕
- ・〔認定審査の申請に必要な書類一覧表〕
- ・〔認定審査の申請に係る様式一覧表〕
- ・〔各様式〕